

青森県報

号外第九十号

平成十八年
十月十六日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人 事 課) …… 一
国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則……………	(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………	(障 害 福 祉 課) …… 二
青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(同) …… 三
青森県知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則……………	(同) …… 三
訓 令	
青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令……………	(人 事 課) …… 四

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青森県規則第八十九号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の総務学事課の項中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関すること(私立の幼稚園に係る認定こども園(知事が別に指定するものを除く。)に関する事務に限る。)

第十三条のこどもみらい課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関すること(総務学事課の分掌に係る事務を除く。)

別表第六青森県職業能力開発審議会の項中「により」を「に基づき」に、「調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する」を「調査審議する」に、「選挙」を「選挙する。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則(平成十七年十一月青森県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「第二十六条の五」の下に「(省令第二十七条の十四の三第六項において準用する場合を含む。)」を加え、「に係る一般被保険者に係る特定療養費」を「に係る一般被保険者に係る入院時生活療養費の支給(省令第二十七条の

十四の三第六項において準用する省令第二十六條の五の規定によるものを除く。)に要した費用の額であつて当該年度の十二月三十一日現在において審査決定しているものの額、当該期間の請求に係る一般被保険者に係る保険外併用療養費に、「における一般被保険者に係る特定療養費」を、「における一般被保険者に係る特定療養費」に、「における一般被保険者に係る特定療養費」を、「における一般被保険者に係る入院時生活療養費の支給(省令第二十七條の十四の三第六項において準用する省令第二十六條の五の規定によるものに限る。)に要した費用の額、当該期間における一般被保険者に係る保険外併用療養費」に改め、「(食事療養)及び(当該食事療養)の下に(及び生活療養)を加える。

第七條第二号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加える。

附則に次の二項を加える。

3 平成十八年度分の調整対象収入額の算定に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成十七年中に所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「特定の年金等控除額」という。)の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十四号)第一條の規定による改正前の所得税法第三十五條第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定の年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第六條の規定の適用については、同条第三項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十三万円を控除した金額)」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三十四條の二第二項」と、同条第四項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十三万円を控除した金額)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

4 平成十九年度分の調整対象収入額の算定に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成十八年中に公的年金等所得について特定の年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定の年金等控除額の控除を受けたときにおける第六條の規定の適用については、

同条第三項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から七万円を控除した金額)」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法第三十四條の二第二項」と、同条第四項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から七万円を控除した金額)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の国民健康保険の具調整交付金の交付額の算定に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十八年度分の具調整交付金から適用する。ただし、平成十八年九月三十日以前の期間に係る改正後の規則第五条及び第七条の規定による費用の額の算定については、なお従前の例による。

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十一号

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

青森県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十一年三月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の(一)の2中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同(一)中3及び4を削り、5を3とし、6を削り、7を4とし、同(一)の8中「第二十一條第一項」を「第三十九條第一項」に改め、同8を同(一)の5とし、同(一)中9を6とし、同(一)の10中「第七條第二十二項」を「第八條第二十五項」に改め、同10を同(一)の7とし、同(一)中「11 その他1から10までに掲げる施設に類する施設」を

8 障害者自立支援法(

9 その他1から8まで

平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十二項に規定する障害者支援施設に掲げる施設に類する施設」に改め、

同号の(四)の4中「電気通信事業法」を「電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置して電気通信事業法」に、「第六条第二項に規定する第一種電気通信事業」を「第一条第三号に規定する電気通信役務を提供する同条第四号に規定する電気通信事業」に改め、同号の(五)中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十二号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「(身体障害者生活訓練等事業等開始届書等)」に改め、同条第一項中「身体障害者相談支援事業等開始届書」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届書」に改め、同条第二項中「身体障害者相談支援事業等変更届書」を「身体障害者生活訓練等事業等変更届書」に改め、同条第三項中「身体障害者相談支援事業等廃止(休止)届書」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止)届書」に改める。

第十二条第一項中「第二十七条第三項」を「第二十八条第二項」に、「身体障害者更生支援施設設置届書」を「身体障害者社会参加支援施設設置届書」に改め、同条第二項中「第二十七条第五項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同条第三項中「身体障害者更生支援施設(養成施設)変更(休止、廃止)届書」を「身体障害者社会参加支援施設(養成施設)変更(休止、廃止)届書」に、「身体障害者更生支援施設(養成施設)変更報告書」を「身体障害者社会参加支援施設(養成施設)

変更報告書」に改める。

第十一号様式中「身体障害者相談支援事業等開始届書」を「身体障害者生活訓練等事業等開始届書」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

第十二号様式中「身体障害者相談支援事業等変更届書」を「身体障害者生活訓練等事業等変更届書」に、「身体障害者相談支援事業等」についてを「身体障害者生活訓練等事業等」についてに改める。

第十三号様式中「身体障害者相談支援事業等廃止(休止)届書」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止)届書」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

第十四号様式中「身体障害者更生支援施設設置届書」を「身体障害者社会参加支援施設設置届書」に、「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「第27条第3項」を「第28条第2項」に改める。

第十五号様式中「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「第27条第5項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改める。

第十六号様式中「身体障害者更生支援施設(養成施設)変更(休止、廃止)届書」を「身体障害者社会参加支援施設(養成施設)変更(休止、廃止)届書」に、「身体障害者更生支援施設(養成施設)変更報告書」を「身体障害者社会参加支援施設(養成施設)変更報告書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十三号

青森県知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則

青森県知的障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十七号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第五十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務学事課の項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する次のこと（私立の幼稚園に係る認定ことも園（知事が別に指定するものを除く。）に係るものに限る。）。

イ 第十条第一項の規定による認定ことも園の認定の取消しに関すること。

イ 第三条第一項及び第二項の規定による認定ことも園の認定に関すること。

ロ 第十一条第一項の規定による関係

機関との協議に關すること。

八 青森県認定子ども園の認定の基準を定める条例（平成十八年十月青森県条例第八十号）の施行に関する次のこと（私立の幼稚園に係る認定ことも園（知事が別に指定するものを除く。）に係るものに限る。）。

イ 第三条の表第二号4ただし書の規定による職員資格の認定に関すること。

別表第二こどもみらい課の項に次の三号を加える。

十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する次のこと（総務学事課の項に定めるものを除く。）。

イ 第十条第一項の規定による認定ことも園の認定の取消しに関すること。

イ 第三条第一項及び第二項の規定による認定ことも園の認定に関すること。

ロ 第五条第三項の規定による認定ことも園の認定の有効期間の更新に関すること。

十五 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第九十四条第三項（同条第六項において準用する場合

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

合を含む。)の規 定による承認に關 すること。	十六 青森県認定こども園の認定の基準を定める条例の施行に関する次 のこと(総務学事課の項に定めるものを除く)。	イ 第三条の表第二 号3ただし書及び 4ただし書の規定 による職員資格の 認定に関すること。
-------------------------------	--	--

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭